

第1号議案

役員報酬規程 ~~(案)~~

特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず

第1条 (目的)

この規程は特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず定款第27条に基づき、役員報酬について基本事項を定める。

第2条 (報酬の決定)

- (1) 報酬は理事会の承認を得て支給対象者および支給金額を理事長が決定する。
- (2) 役員に就任した月、退任した月、死亡した月も支払うことができる。

第3条 (費用弁償)

役員が職務のために出張した場合は費用弁償として実費を支払う。

第4条 (報酬の支払日)

役員の報酬は毎月一定の日に支払う。

第5条 (報酬の支払方法)

役員の報酬はその金額を通貨で直接役員に支払うものとするが、指定の金融機関に振り込むこともできる。

第6条 (補則)

この規程に定めのない事項については理事会の承認を得て理事長がこれを定める。

附則

この規程は平成27年3月6日より施行する。

常勤・非常勤介護職員の等級及び賃金規定

1. 職種、業務と等級

等級	職種 勤続年数の 目安及び資格		マネジメント型業務	専門職型業務	教育型業務	職種転換
			部門責任者 業務リーダー	認知症対応、終 末期ケア等の複 数資格取得	研修会企画、講 師、マニュアル整 備等	ケアマネジャー 資格や社会福 祉士資格による 職種転換
1	連動なし		施設長、事業所長	—	—	ケアマネジャー 生活相談員 など
2	10年以上	実務者研修 修了者 介護福祉士 (※1)	管理者	介護職上級	教育・指導職	
3	6年以上		主任サービス提供責任者 主任介護職 (※2)	介護職中級 (常勤訪問介護員、デイ常勤介護職)		
4	3年以上		サービス提供責任者 相談員兼務介護職			
5	3年未満または	初任者研修 2級、1級	介護職初級(常勤訪問介護員、デイ常勤介護職)			
			1年契約フルタイム介護職(※3)			
6	連動なし		パートまたは非常勤介護職			

※1. 理事長が介護福祉士と同等と認める場合を含む

※2. 主任とは専門職としての知識や経験が特に優れており、コミュニケーション力やリーダーシップがあって他のサービス提供責任者(または他の介護職)の指導を行うことができる役職とする。

※3. 1年契約の場合、契約更新にあたっては介護技術や勤務態度を総合的に評価し、再契約の可否を決定する。ただし、1年契約を3回連続して更新した場合は5年目以降、正職員に採用する。

2. 等級に相当する賃金

等級	職種		基本給	マネジメント型 手当	処遇改善 手当	専門職型 手当
1	施設長、事業所長 また、法人理事を兼務する場合など		250,000円～	施設長手当等 10,000～30,000円	介護職を兼務する 場合は以下と 同様	認知症対応等 資格手当 各3,000円 上限9,000円
2	管理者	介護職上級	245,000円～	管理者手当 10,500円～		
3	主任サービス提供責任者、主任介護職	介護職中級A	210,000円～250,000円	主任手当 3,000円～8,000円	処遇改善加算や 特定処遇改善加 算の額に応じて 配分する 5,000円～ 20,000円	介護福祉士手当 3,000円
4	サービス提供責任者 相談員兼務介護職	介護職中級B	197,000円～220,000円			
5	常勤訪問介護員 デイ常勤介護職	介護職初級	186,000円～205,000円			
6	パートまたは非常勤介護職		時給1100円相当～			

- ・採用時の等級は職種により、また、採用時の基本給は等級の規定する範囲で年齢を考慮して決定する
- ・毎年3月に個別に面談、評価を行い、その結果で等級の更新や昇給を実施する。
等級の更新は原則として目安となる勤続年数で行う。対象となる職種に対する十分な能力があると認められる場合は、相当する等級及び基本給を適用する。
- ・兼務の場合(管理者とサービス提供責任者の兼務、相談員と介護職の兼務等)は、上位の等級を適用する
- ・マネジメント型手当と専門職型手当は同時に支給しない。介護福祉士手当は主任以上には支給しない。
- ・等級1で施設長手当などのマネジメント型手当(管理者手当に含まれる場合も同様)がある場合は管理職扱いとし、時間外手当の対象とならない(時間外手当を支給しない)
- ・教育型手当としては、上記とは別に講師等実施時に一時金を支給する
- ・等級とは関係なく、介護職員キャリア段位制度のアセッサー資格を取得し、かつレベル認定評価を実施する者にアセッサー手当を支給する。また、レベル認定を取得した者にレベル認定手当を支給する。

3. その他

- ・本規定は65歳までの介護職員に適用される。65歳以上の職員に対しては個別の契約となる。
- ・等級の基準となる勤続年数は入社年月日からの年数ではなく、毎年4月1日を基準として算定し、5月給与から適用する。
- ・勤務時間等の要件が通常勤務の要件を満たさないときは、等級があがらない場合がある。
- ・介護保険制度の改定等により介護報酬が変更になるときは、基本給などの賃金が変わる場合がある。

登録型訪問介護員の等級及び賃金規定

ヘルパー等級	等級要件 (①または②のいずれかに該当する場合)
上級 S	①事業所設立時入社かつ継続してサービス実施している ②勤続 10 年 6 ヶ月以上かつ毎月 100 時間程度以上サービス実施
上級	①勤続 10 年 6 ヶ月以上かつ介護福祉士取得 ②勤続 7 年 6 ヶ月以上かつ毎月 100 時間程度以上サービス実施
中級 A	①勤続 7 年 6 ヶ月以上かつ介護福祉士取得 ②勤続 7 年 6 ヶ月以上かつ毎月 80 時間程度以上サービス実施
中級 B	①勤続 6 年 6 ヶ月以上かつ介護福祉士取得 ②勤続 6 年 6 ヶ月以上かつ毎月 80 時間程度以上サービス実施
中級 C	①勤続 8 年 6 ヶ月以上 ②勤続 5 年 6 ヶ月以上かつ介護福祉士取得 ③勤続 5 年 6 ヶ月以上かつ毎月 80 時間程度以上サービス実施
基準 A	①勤続 7 年以上 ②勤続 3 年 6 ヶ月以上かつ介護福祉士取得 ③勤続 3 年 6 ヶ月以上かつ毎月 80 時間程度以上サービス実施
基準 B	①勤続 5 年 6 ヶ月以上 ②勤続 3 年 6 ヶ月未満で介護福祉士取得
基準 C	①上記以外

2. 介護保険訪問介護サービスの時給（1時間あたりの賃金、※1回あたりの賃金）

ヘルパー 等級	身体介護及び生活援助						介護予防 訪問介護	処遇改善 手当
	開始 1.5 時間まで		1.5 時間超 身体介護	身体に続く生活援助(※)				
	身体介護	生活援助		20 分	45 分	70 分		
上級 S	¥2,010	¥1,320	¥1,220	¥420	¥945	¥1,465	¥1,310	左のサービ ス別時給 とは別に 1 時間あた り 180 円 (1 分につき 3 円)加算 する(注1)
上級	¥1,960							
中級 A	¥1,880							
中級 B	¥1,810							
中級 C	¥1,770							
基準 A	¥1,720							
基準 B	¥1,700							
基準 C	¥1,680							

- | ヘルパー
等級 | 居宅・身体介護、家事援助及び同行援護 | | | | 重度訪
問介護 | 行動援護 | 処遇改善
手当 |
|------------|--------------------|--------------|------------------|--------|------------|--------|---|
| | 開始 1.5 時間 まで | | 1.5 時間を
超える場合 | | | | |
| | 身体介護 | 家事援助
同行援護 | | | | | |
| 上級 S | ¥2,000 | ¥1,320 | ¥1,430 | ¥1,220 | ¥1,480 | ¥1,710 | 左のサービ
ス別時給
とは別に
1 時間あた
り 240 円
(注2)
を加算する |
| 上級 | ¥1,930 | | | | | | |
| 中級 A | ¥1,830 | | | ¥1,450 | ¥1,660 | | |
| 中級 B | ¥1,770 | | | | | | |
| 中級 C | ¥1,730 | | | | | | |
| 基準 A | ¥1,670 | | | ¥1,430 | ¥1,630 | | |
| 基準 B | ¥1,650 | | | | | | |
| 基準 C | ¥1,630 | | | | | | |

- ・大田区移動支援事業で身体介護を伴う場合は「身体介護」の時給、身体介護を伴わない場合は「家事援助」の時給、1.5 時間を超える場合は「1.5 時間超」の時給を適用する。
- ・1 人の利用者へ同一種類のサービスを実施する際に、サービスとサービスの間が 2 時間未満の場合は 1 回の連続したサービスとみなす。
- ・障害者自立支援法等の改定等により介護報酬の変更があった場合は、時給や処遇改善手当が変更されることがある。

- ・介護保険や障害福祉サービスの適用外となるサービスについては時給 1,280円とする。
- ・ただし、保育サービスについては時給 1,100円とする。
- ・適用外サービスには処遇改善手当の加算はない。

1) 介護福祉士資格取得の助成

2) 報獎金制度

期末に年間のサービス実績時間の多いヘルパーに対し、時間数に応じ一時金 10,000 円～50,000 円程度を支給する。

令和4年10月16日実施

介護保険サービスの賃金例（基準 C の場合）			障害福祉サービスの賃金例（基準 C の場合）		
サービス種別	1.5 時間	2 時間	サービス種別	1.5 時間	2 時間
身体介護	2, 790 円	3, 490 円	居宅身体介護	2, 805 円	3, 535 円
			居宅家事援助	2, 340 円	3, 070 円
サービス種別	1 時間	1.5 時間	重度訪問介護	2, 505 円	3, 340 円
生活援助	1, 500 円	—	移動身体あり	2, 625 円	3, 295 円
大田区新総合事業	1, 310 円	—	移動身体なし	2, 160 円	2, 830 円

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず	事業年度	R7年4月1日～R8年3月31日
-----	-----------------------	------	------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	582,000 円
賛助会員受取会費	236,000 円
入会金	117,000 円
受取寄附金	48,764,273 円
受取助成金	440,000 円
資産受贈益	57, 194, 180 円
会員制事業収益	2, 311, 870 円
通所介護事業収益	7,929,359 円
訪問介護支援事業収益	70,844,034 円
居宅介護支援事業収益	18,644,308 円
市民後見人事業収益	240,000 円
受取利息	58,917 円
受取配当金	2,000 円
雑収入	1,058,291 円
助成金・補助金	2,311,000 円
ヤングケアラー支援補助	4,084,000 円
合 計	214,817,232 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
東京厚生信用組合（長期借入金）	9,930,866 円
	円
	円
合 計	9,930,866 円

(3) その他

より現金 46,572,774 円と大田区の土地 87.16 m ² 及び家屋（床面積 90.9 m ² ）の遺贈による 寄付があった。

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		57,194,180 円	遺贈による現物寄附
		46,572,774 円	遺贈による寄附金
		26,279,378 円	介護保険訪問介護 サービス報酬
		19,649,239 円	障害福祉居宅等 サービス報酬
		17,097,376 円	大田区移動支援サービス報酬

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		5,028,564 円	土地建物賃借料
		3,249,507 円	OA 機器リース等
		1,612,600 円	介護支援ソフト開発等
		1,500,900 円	車両リース
		1,246,394 円	電話料金、携帯電話

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付（金銭の貸し付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項 [4寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、
ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	R7.4.1 ～R8.3.31	6,837,361 円
			給与	R7.4.1 ～R8.3.31	862,020 円
			給与	R7.4.1 ～R8.3.31	2,190,976 円
			報酬	R7.4.1 ～R8.3.31	2,739,800 円
			給与	R7.4.1 ～R8.3.31	4,674,614 円
			給与	R7.4.1 ～R8.3.31	
			給与	R7.4.1 ～R8.3.31	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	R7 年 4 月 1 日 ～ R8 年 3 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
98 人	53,371,977 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
別紙			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		R7.5.14	60,000 円	活動支援
		R7.5.30	60,000 円	活動支援
		R7.7.2	60,000 円	活動支援
		R7.8.18	60,000 円	活動支援
		R7.8.25	60,000 円	活動支援
		R7.10.6	60,000 円	活動支援
		R7.10.24	60,000 円	活動支援
		R7.11.17	60,000 円	活動支援
		R7.12.26	60,000 円	活動支援
		R8.1.26	60,000 円	活動支援
		R8.3.16	60,000 円	活動支援
		R8.3.31	60,000 円	活動支援
		合 計	720,000 円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 たすけあい大田はせさんず					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	R7年4月1日～R8年3月31日	11人	0人	0%	2人	18.1%	
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 たすけあい大田はせさんず	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				①	②	③	④	⑤	⑥	就任・退任 年月日
榎 拓巳		理事		○						H3年5月23日 就任
大澤恵美子		監事		○						R3年5月23日就任 R7年5月25日退任
岡田 香		理事		○						R3年5月23日就任 R7年5月25日退任
乙部 裕美		理事		○						H13年5月19日就任
菊池 三郎		理事		○						R5年5月28日就任
小林 恵子		理事		○						R1年5月26日就任
佐藤 悟		理事		○						R5年5月28日就任
浅敷 洋子		理事		○						H18年5月28日就任

竹西 理		理事		○							H27 年 5 月 24 日就任
矢嶋 早苗		理事		○							H11 年 10 月 8 日就任 R7 年 5 月 25 日退任
吉田 安男		監事		○							R1 年 5 月 26 日就任
清水 桂子		理事		○							R7 年 5 月 25 日就任
宮下 三好		監事		○							R7 年 5 月 25 日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	手書きノート ルーズリーフ	毎日	7年間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	月ごと	7年間
仕訳日記帳	会計ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	毎日	7年間
賃金台帳	給与計算ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	月ごと	7年間
ヘルパー実績明細書（給与支払い用）	介護支援ソフト（KaigoGrid） ルーズリーフ	月ごと	7年間

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週1回」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 たすけあい大田はせさんず						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 たすけあい大田はせさんず		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 たすけあい大田はせさんず
-----	------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 たすけあい大田はせさんず	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい ☒ いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい ☒ いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい ☒ いいえ
---	---	---

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ☒ いいえ